

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の翌日
に当り
ます)

目 次

- ◇規 則 家畜改良増殖法施行細則等の一部を改正する規則
- ◇訓 令 許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令
- ◇告 示 保険医の登録
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 野菜生産出荷安定法による生産出荷近代化計画の概要
- 木材業者及び製材業者の登録
- 解除予定の保安林
- 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定
- 開発行為に関する工事の完了

規 則

鳥取県規則第二号

家畜改良増殖法施行細則等の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(家畜改良増殖法施行細則の一部改正)

第一条 家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年四月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(鳥取県漁船法施行細則の一部改正)

第二条 鳥取県漁船法施行細則(昭和二十六年六月鳥取県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(主要農作物種子法施行細則の一部改正)

第三条 主要農作物種子法施行細則(昭和二十七年十一月鳥取県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(鳥取県開拓審議会規程の一部改正)

第四条 鳥取県開拓審議会規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五号中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第五条 鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十四年三月二日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
加 藤 斎	鳥函第三六八号	昭和五十四年二月十三日

鳥取県告示第九十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十四年一月二十九日	早瀬 医院	鳥取市川端五丁目一〇六
昭和五十四年二月二日	イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三

鳥取県告示第百九十三号

野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三三号)第八条第一項の規定に基づき、広留野野菜指定産地及び大栄野菜指定産地に係る生産出荷近代化計画をたてたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 實 三

広留野野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区
 - 野菜指定産地名 広 留 野
 - 指定野菜の種類 夏だいこん
 - 野菜指定産地の区域 八頭郡のうち若桜町、八東町
- 2 生産出荷近代化計画の内容
 - (1) 基本構想
 - ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和58年度を目標とする計画は、次のとおりである。

- ウ 作付面積 45ヘクタール
 - ク 生産数量 1,750トン
 - コ 指定消費地域に対する出荷数量 1,603トン
- イ 生産の近代化に関する事項

野菜指定産地近代化事業により大型機械を導入し、機械化体系を確立するとともに、生産の近代化及び省力化を図り、経営規模の拡大と経営の安定を図る。

ウ 出荷の近代化に関する事項

昭和53年度に転作促進対策特別事業により集荷所を1箇所設置し、規格、品質の統一を図るとともに集出荷作業の能率向上を図る。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的計画

- ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量
- ウ 作付面積及び生産数量

昭和53年には32ヘクタールの作付けが行われたが、今後作付地の規模拡大と栽培技術の高位平準化により、生産の確保と農家所得の向上を図るため、作付面積45ヘクタール、生産量1,750トンを目標とする。

項 目	作 付 面 積	10アール当 たり収量	生 産 数 量	
年 次		ha	Kg	t
現在(昭和53年)	32	3,430	1,096	
目標(昭和58年)	45	3,890	1,750	

(イ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年次	指定消費地域	その他		計
		県外	県内	
現在(昭和53年)	1,006	—	39	1,045
目標(昭和58年)	1,603	—	60	1,663

1 生産出荷近代化事業計画

昭和54年度から3箇年で推進する予定の事業内容は、次のとおりである。

項目 事業区分及び種目	施設等の区分	事業箇所数	受益範囲		事業量
			戸数	面積 ha	
生産出荷施設整備 農業機械施設	トラクタ	1	10	40	1台
	ロータリー	1	10	40	1〃
	プラウ	1	10	40	1〃
	マニスマップレッタ	1	10	40	1〃
	振動サブソイラー	1	10	40	1〃
	土壌消毒機	1	10	40	1〃
	平畦マール	1	10	40	1〃
	トッキソングローダー	1	10	40	1〃
	ソーダーマシン	1	31	45	1〃
	農機具格納庫	1	10	45	1棟108㎡

大米野菜指定産地生産出荷近代化計画(概要)

- 1 生産出荷近代化計画樹立地区
野菜指定産地名 大 米
指定野菜の種類 秋冬はくさい
野菜指定産地の区域 東伯郡のうち大栄町

2 生産出荷近代化計画の内容

(1) 基本構想

- ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和57年度を目標とする計画は、次のとおりである。

- (ア) 作付面積 50ヘクタール
- (イ) 生産数量 2,750トン
- (ウ) 指定消費地域に対する出荷数量 2,500トン

イ 生産近代化に関する事項

県営畑地総合土地改良事業により、畑地全域を対象には場整備を実施中であり、完了後は、作付地の集団化を行い大型機械化体系の確立と、省力化を図り経営の安定を図る。

ウ 出荷の近代化に関する事項

現在4箇所に集荷所を設置しており、集出荷体制も整備されているので、これら既存施設の利用により品質及び規格の統一、集出荷作業の能率向上を図る。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的計画

- ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(7) 作付面積及び生産数量

昭和52年には25ヘクタールの作付けが行われたが、今後は、ほ場整備の完了により作付地の集団化及び規模拡大を図るとともに、栽培技術の高位平準化により、すいかの後作としてのほくさいの栽培を定着させることにより、地域の土地の高度利用と農家所得の向上を図り、作付面積50ヘクタール、生産数量2,750 トンを目標とする。

項 目	作付面積	10メートル当たり収量	生産収量
年 次	作付面積	10メートル当たり収量	生産収量
現在 (昭和52年)	25 ha	5,300 kg	1,325 t
目標 (昭和57年)	50	5,500	2,750

(8) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域に対する出荷数量は、次のとおりとする。

年 次	指定消費地域	そ の 他		計
		県 外	県 内	
現在 (昭和52年)	994 t	277 t	54 t	1,325 t
目標 (昭和57年)	2,500	—	—	2,500

4 生産出荷近代化事業計画

他事業により集出荷所等はほとんど整備されているため、野菜指定産地近代化事業での施設の設置は、計画していない。

鳥取県告示第九十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

木材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥木第三七号

昭和五十四年二月 二日

鳥取市湖山町南一丁目三二八一一

鳥取県東部森林組合

山下

節

八木第八八号

昭和五十四年一月二十七日

八頭郡若桜町若桜二二五三一

中 村 林 産

中 村

勝

男

製材業者

八九号	九〇号	九一号	九二号	九三号	九四号	九五号	九六号	米木第七九号	日本第四一号
昭和三十四年二月六日	昭和三十四年二月七日	昭和三十四年二月十三日	昭和三十四年二月十六日	昭和三十四年二月十四日	昭和三十四年二月一日	昭和三十四年二月一日	昭和三十四年二月一日	昭和三十四年二月一日	昭和三十四年二月一日
八頭郡郡家四七六一	河原町河原五六一一	智頭町西谷	佐治村中	智頭町福原	八東町才代	智頭町西字塚	米子市上福原一五〇七	日野郡溝口町三部六一二	
中村林業	大西木材有限公司	山本松	岡田毅	清水安夫	藤原伝蔵	一岡広治	長石金次郎	佐伯武寿	米原喜久重
中村秋正	大西正道	山本松	岡田毅	清水安夫	藤原伝蔵	一岡広治	長石金次郎	佐伯武寿	米原喜久重
八製第六三三	六四号	六五号	六六号	六七号	昭和三十四年二月六日	昭和三十四年二月七日	昭和三十四年二月十四日	昭和三十四年二月十四日	昭和三十四年二月十四日
八頭郡郡家四七六一	河原町河原五六一一	用瀬町家奥	智頭町智頭二八八九	大内	昭和三十四年二月六日	昭和三十四年二月七日	昭和三十四年二月十四日	昭和三十四年二月十四日	昭和三十四年二月十四日
大西木材有限公司	山本松	奥本柳太郎	植月一雄	前橋登志行	大西正道	山本松	奥本柳太郎	植月一雄	前橋登志行

鳥取県告示第九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字洗井字倉掛四五九の二、四五九の四、四六〇、字小泓四九九の二、字オノ岡五一（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十八号)第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同法同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区	漁業の区分
田後加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業
網代加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第九十七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十月十九日 鳥取県指令受都計第三百五十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市小篠津町及び新屋町(一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市上道町一六〇〇

境港市土地開発公社

理事長 安田貞栄